

研修・技能実習制度の見直しに係る法務省令の改正・制定の概要

※ (用例) は文末

1 研修・技能実習に係る上陸基準の概要

(1) 「技能実習1号イ」及び「技能実習1号ロ」に係る主な基準

ア 技能実習生の保護に係る主な要件

- (ア) 講習において技能実習生の法的保護に必要な情報に係る講義を義務付け
(「技能実習1号ロ」では専門的知識を有する外部講師が行う) (実イ-7, 実ロ-8)
- (イ) 技能実習生の技能等の修得活動前に実習実施機関等が労働者災害補償保険に係る保険関係の成立の届出等の措置を講じていること (実イ-15, 実ロ-12)
- (ウ) 監理団体による技能実習生のための相談体制の構築 (団体1-4)
- (エ) 実習実施機関での技能実習が継続不能となった場合、監理団体が技能実習生の新たな受入れ先確保に努めること (団体1-5)
- (オ) 技能実習生の帰国旅費等の確保 (帰国担保措置) (実イ-16, 実ロ-13) (「技能実習1号イ」では実習実施機関, 「技能実習1号ロ」では監理団体が確保)

イ 団体による監理の強化に係る主な要件

- (ア) 3か月に1回以上監理団体の役員による技能実習の監査を実施し, その結果を地方入国管理局へ報告すること (団体1-3)
- (イ) 技能実習に係る技能等について一定の知識等を有し, 適正な技能実習計画を策定する能力のある役職員 (当該団体の監理の下で技能実習を実施する実習実施機関の役職員を兼務する者を除く。) が当該計画を策定すること (団体1-7)
- (ウ) 1か月に1回以上監理団体の役職員が実習実施機関を訪問し, 技能実習実施状況の確認及び指導を行うこと (団体1-8)

ウ 技能実習生受入れに係る欠格要件

- (ア) 受入れ側の機関又はその役員等が, 研修又は技能実習に係る不正行為を一定期間 (行為の重大性に依じて5年間, 3年間又は1年間) 行っていないこと (対象となる事由を省令で明確化) (実イ-18, 19, 実ロ-16, 17, 31, 36)
- (イ) 受入れ側の機関又はその役員等が, 入管法, 労基法等の労働関係法令に規定する罪により刑に処せられたことがある場合には, その執行を終わり, 又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していること (実イ-21, 実ロ-19, 33, 38)

(ウ) 受入れ側の機関の役員等が、過去5年間に他の機関で役員等として研修又は技能実習の監理等に従事したことがある場合には、その在任中に当該他の機関が不正行為を行い、一定期間研修生及び技能実習生の受入れを認められないこととされている場合には、当該期間が経過していること（**実イ**－22，**実ロ**－20，34，39）

(エ) 送出し側の機関又はその役員等が、過去5年間、外国人に不正に在留資格認定証明書の交付等を受けさせる目的で、偽変造文書等の行使等を行っていないこと（**実イ**－23，**実ロ**－40）

エ 不当な金品徴収等の禁止に係る要件

(ア) 送出し機関等が技能実習生等から保証金等を徴収し、又は労働契約の不履行に係る違約金を定める契約等が行われていないこと（**実イ**－5，**実ロ**－6）

(イ) 技能実習に係る機関相互の間で、技能実習に関連して、労働契約の不履行に係る違約金を定める契約等が行われていないこと（**実イ**－6，**実ロ**－7）

(ウ) 監理団体の監理費用を徴収する場合は、技能実習生の受入れ前に、費用を負担する機関に対して金額及び用途を明示し、技能実習生には直接的又は間接的に負担させないこと（**団体**1－6）

オ その他の主な要件

(ア) 「技能実習1号イ」で受入れが認められる技能実習生と実習実施機関との関係

① 本邦の公私の機関の外国にある事業所の職員（**実イ**－1）

② 実習実施機関と引き続き1年以上の取引実績又は過去1年間に10億円以上の取引実績を有する機関の外国にある事業所の職員（**機関**－1）

③ 実習実施機関と国際的な業務上の提携その他の事業上の関係を有する機関で法務大臣が告示をもって定める機関の外国にある事業所の職員（**機関**－2）

(イ) 「技能実習1号ロ」で技能実習生の受入れが認められる団体（**団体**1－1）

① 商工会議所又は商工会

② 中小企業団体

③ 職業訓練法人

④ 農業協同組合

⑤ 漁業協同組合

⑥ 公益社団法人又は公益財団法人

⑦ 法務大臣が個別に告示した団体

(ウ) 講習の実施（**実イ**－7，**実ロ**－8）

日本語，生活一般，修得技能に関する知識，技能実習生の法的保護に必要な情報等に関する講習を一定期間以上（※）実施（「技能実習1号ロ」においては，技能等修得活動を実施する前に監理団体が実施）

※ 技能実習1号における活動時間全体の6分の1（ただし，入国前6か月以内に実習実施機関（「技能実習1号イ」の場合）若しくは監理団体（「技能実習1号ロ」の場合）が本邦外で実施した講習又は外国の公的機関等が実施した外部講習を1か月以上かつ160時間以上受けている場合は12分の1）以上

（エ）技能実習生の受入れ人数（**実イ**－11，**実ロ**－24～29）

実習実施機関の常勤職員数に応じて定める人数の範囲内（現行の受入れ人数枠と同様に，「技能実習1号イ」では原則として常勤職員の20分の1，「技能実習1号ロ」では現行の特例告示による人数枠を継続。ただし，実習実施機関の常勤職員数に技能実習生を含めない。）

（オ）報酬の要件（**実イ**－8，**実ロ**－21）

日本人が従事する場合の報酬と同等額以上の報酬

（2）「研修」に係る主な基準（公的研修又は非実務研修のみ）

ア 公的研修として認められる研修（**研修**－5）

（ア）国，地方公共団体の機関又は独立行政法人が自ら受入れ機関となる研修

（イ）独立行政法人国際協力機構（JICA）等の事業として行われる研修

（ウ）国際機関の事業として行われる研修

（エ）我が国の国，地方公共団体等の資金により主として運営される研修

（オ）外国の国若しくは地方公共団体等の職員を受け入れる研修

（カ）外国の国又は地方公共団体に指名された者が，我が国の国の援助及び指導を受けて行われる研修で，同人が本国において技能等を広く普及する業務に従事している場合

イ 研修生受入れに係る欠格要件

上記（1）ウの（ア）ないし（エ）と同じ

ウ 上記ア及びイのほか新たに追加される要件

（ア）研修が継続不可能となった際の受入れ機関による地方入国管理局への報告（**研修**－6）

（イ）受入れ機関による研修生の帰国旅費等の確保（帰国担保措置）（**研修**－7）

（ウ）受入れ機関による研修実施状況に係る文書の作成，保存（**研修**－8）

2 技能実習2号への変更基準の概要

（1）「技能実習2号イ」への主な変更基準（「技能実習1号イ」に係る上陸基準と

同一の要件を除く。)

ア 技能検定試験基礎2級等に合格していること(変更1-2)

イ 「技能実習1号イ」の活動と同一の実習実施機関で、かつ、同一の技能等について行われること(変更1-4)

ウ 本邦での技能実習の活動期間が3年以内の期間であること(変更1-17)

エ 「技能実習1号イ」の活動期間が1年以内であること(変更1-17)

(2) 「技能実習2号ロ」への主な変更基準(「技能実習1号ロ」に係る上陸基準と同一の要件を除く。)

ア 「技能実習1号ロ」の活動と同一の実習実施機関で、かつ、同一の技能等について行われること(変更2-4)

イ 「技能実習1号ロ」の活動期間が1年以内であること(変更2-28)

ウ 上記(1)ア及びウに該当すること(変更2-2, 28)

3 その他

(1) 経過措置

改正法施行後に「技能実習1号イ」又は「技能実習1号ロ」で入国する者の在留資格認定証明書交付申請では、改正法の施行前であっても改正基準省令を適用するなど、必要な経過措置については附則で規定

(2) 告示の廃止

「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の研修の在留資格に係る基準の5号の特例を定める件」等の関連告示を廃止

(用例)

実イ-15 : 「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令(案)の表の法別表第1の2の表の技能実習の項の下欄第1号イに掲げる活動」の第15号

実ロ-12 : 「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令(案)の表の法別表第1の2の表の技能実習の項の下欄第1号ロに掲げる活動」の第12号

研修-5 : 「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令(案)の表の法別表第1の4の表の研修の項の下欄に掲げる活動」の第5号

変更1-2 : 出入国管理及び難民認定法第20条の2第2項の基準を定める省令第1条第2号

団体1-5 : 出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令(案)第1条第5号

機関-1 : 出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の技能実習の項の下欄に規定する事業上の関係を有する外国の公私の機関を定める省令(案)第1号